

## 覚書

厚生労働省年金局（以下「甲」という。）及び企業年金連合会（以下「乙」という。）は、甲が乙に対して別途提示する業務仕様書における分析業務（以下「本業務」という。）の実施に関して、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、甲及び乙において、本業務の実施に関する両者の役割分担及び業務等を相互に確認することを目的とする。

### （役割分担及び業務）

第2条 甲は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- （1）業務仕様書を作成又は変更すること。
- （2）乙が本業務を適切に遂行できるよう、必要に応じて法令上の義務の履行に係る指導等を行うこと。

2 乙は、次に掲げる役割及び業務を行う。

- （1）統計の集計及び分析並びに報告書の作成等を行うこと。
- （2）前号の業務を行う際、情報セキュリティの確保をすること。

### （業務仕様書の変更）

第3条 乙が業務仕様書の変更が必要であると判断した場合には、乙は甲に対して申し出ることができる。

### （善管注意義務）

第4条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本業務を遂行するものとする。

### （秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。

2 前項の規定については、本業務終了後においても同様とする。

### （権利の帰属）

第6条 乙が、本業務の遂行過程において分析した内容に関する著作権は、甲に帰属するものとする。

2 甲又は乙は、本業務を遂行するうえで必要と判断したときは、前項に規定する著作権その他の権利の行使、譲渡等について、協議を求めることができる。

(事故処理)

第7条 本覚書に基づく本業務の遂行に支障をきたした場合又は支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲及び乙が協力してその解決処理にあたるものとする。

(報告)

第8条 甲は、本業務に関して、乙に対して必要な報告を求めることができる。

(情報の取扱い)

第9条 乙は、本業務における情報の取扱いに際して、情報保護の重要性に鑑み、情報セキュリティ管理基準及び内部規程等を遵守のうえ、滅失、漏洩等が生じることのないよう厳正に取り扱うこととする。

2 乙は、当該情報の滅失、漏洩等が生じたときは、当該事態の概要を速やかに甲に報告するとともに、再発防止のための措置などその他の適切な措置を講ずるものとする。

(協議事項)

第10条 本覚書に定めのない事項もしくは本覚書の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲及び乙が互いに信義・誠実の原則に従い、協議したうえで決定するものとする。

甲及び乙は、上記の内容について確認したことを証するため、各者記名の本覚書を各自保有する。

令和4年12月14日

甲 厚生労働省年金局  
企業年金・個人年金課長 大竹 雄二

乙 企業年金連合会理事長 鮫島 正大